

南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン作成業務委託仕様書

1 委託業務名

南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン作成業務

2 委託予定期間

契約締結日から平成30年3月23日まで

3 業務委託の目的

南河内地域のいちごの認知度アップとさらなる販路拡大を目指して、いちごの販売用ケース及びのぼりのデザインを作成する。

作成した販売用ケース及びのぼりのデザインは、消費者に対する効果的・印象的なPRツールとして消費の拡大を図るほか、「南河内いちご」の生産振興に向けた取組のシンボルとして、大阪府のホームページをはじめとした広報媒体やいちご生産者の参加する各種イベント等で幅広く活用する。

4 業務委託の内容と提案を求める事項

(1) いちごの販売用ケースのデザイン作成(2種類)と販売用ケース(1種類)のサンプル提出

「南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集」で決定したネーミング及びデザインに基づき、いちごの販売用ケースのデザインを2種類作成する。その上で、いずれかのデザインを用いたいちごの販売用ケースのサンプル1種類を作成の上、提出する。なお、デザインを描写するケースの形やサイズ等の規格については、委託者と受託者で協議の上決定する。

(2) のぼりのデザイン作成(1種類)とのぼりのサンプル提出

「南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集」で決定したネーミング及びデザインに基づき、のぼりのデザインを1種類作成する。その上で、のぼりのサンプル1種類を作成の上、提出する。

なお、デザインを描写するのぼりのサイズは、縦195cm×横45cm及び縦30cm×横10cmの2種類を想定しているため、いずれかの規格で作成の上、提出する。

5 成果品の提出方法

完成したいちごの販売用ケース及びのぼりのデザインデータを、PDF及びAdobe®Illustrator形式の印刷用原稿データで作成し、CD-R等の電子媒体で提出する。

また、いちごの販売用ケース及びのぼりのサンプル各1種類については、持参または郵送により提出する。

6 その他

(1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。

(2) 委託者は、受託者からの請求に基づき概算払いを行う場合があること。

- (3) 本仕様書に明記の無い事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者の協議により業務を進めるものとする。
- (4) 契約締結後、速やかに業務を開始すること。また、業務の実施にあたっては委託者と充分協議したうえで行うこと。
- (5) 契約に要する経費は受託者の負担とすること。
- (6) 個人情報の取扱いに際しては、個人情報保護法、大阪府個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、厳密かつ適正に行うこと。
- (7) 業務の実施に際し、知り得た情報、秘密については、契約期間中、契約終了後も第三者に漏らさないこと。また、他の目的に利用しないこと。
- (8) 本業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については、委託者に帰属する。
- (9) その他業務の実施に際しては委託者の指示に従うこと。
- (10) 業務の詳細については、委託者との本業務に係る契約時に別途協議する。